（後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正）

第二条　後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。	二　後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。

規則第六十二条の三第四号に該当する者であって、同条第三号に該当するもの	一日につき三百七十円と一食につき百円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき百円との合計額）
規則第六十二条の三第五号に該当する者であって、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額
規則第六十二条の三第五号に該当する者であって、同条第一号又は第二号に該当するもの	規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	一日につき零円と一食につき二百十円との合計額
	規則第百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	一日につき零円と一食につき百六十円との合計額
規則第六十二条の三第五号に該当する者であって、同条第三号に該当するもの	一日につき零円と一食につき百円との合計額
規則第六十二条の三第六号に該当する者	一日につき零円と一食につき百円との合計額

規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者であって、同条第三号に該当するもの	一日につき零円と一食につき百円との合計額
規則第六十二条の三第五号に該当する者であって、同条第一号から第三号までに該当しないもの	一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）